

3. 環境アメニティの整備方針

1) 環境アメニティの課題

(1) 公園整備等の充実

本市の市街化区域内の公園は、街区（児童）公園と近隣公園が主となっています。また、市街化調整区域の荒川河川敷には都市緑地があり、運動公園として利用されています。これらの都市公園面積は32.57haとなっており、これを市民一人当たりで換算すると4.45㎡/人となります。

今後は、緑道や公共空間などを公園等に位置づけ、公園等へのアクセス道の整備や利用しやすい既存施設の改善を行う必要があります。

(2) 緑地の保全

都市近郊にある本市も、都市化の進行から雑木林などの身近な自然が減少しており、自然と共生する循環型社会を推進するため、地域の自然環境を保全する必要があります。

(3) 農地の保全と活用

本市には、市街化区域内にある生産緑地地区や宅地化が見込まれる農地のほか、荒川河川敷に広がる農地があります。

しかし、営農環境は都市化の進行と農業従事者の高齢化や兼業化などにより厳しい状況であり、宅地化する農地が増加傾向にあります。

他方、農地が有する多面的な機能は大きな役割をはたしていることから、適正な保全が求められています。



(4) 伝統的建造物等の保全と活用

本町の市場地区などには、かつての沿道型の家並をしのばせる商家が点在しています。また、その他、治水遺構や史跡、古木等貴重な文化財の保護、保存が求められています。

(5) 街並み景観形成

都市計画道路事業などの進展により、沿道の建築物の建替えや土地利用の転換が進んでおり、調和の取れた市街地の良好な景観形成を図る必要があります。

(6) 環境アメニティ資源のネットワーク化

環境アメニティ資源は、市民に親しまれ活用することで価値を見出すものです。これらの資源を相互につないでいくためのネットワークを図ることが求められています。



(7) 水循環の再構築

市街化の進行及び下水道の普及に伴い、地表面被覆により雨水の地下浸透区域が減少し、集中豪雨等における河川への雨水流出量が増加しています。

地球環境への関心の高まりの中、水循環の再構築などを図る対策が求められています。

2) 環境アメニティ形成の目標

(1) 住宅地整備の一環として、市街地内の公園の量、質の確保と配置の適正化に努め、良好な住環境の形成を図ります。



(2) 市街地の緑の減少を食い止め、緑のある住環境の形成を図ります。

(3) 市街化区域の生産緑地地区は、環境保全や災害防止に役立て、良好な都市環境の形成と保全を図ります。

(4) 市内に点在する貴重な文化財の保護、保存及び活用を図ります。

(5) 景観計画により、市街化区域の良好な街並みと景観形成を図ります。

(6) 環境アメニティ資源を活用するため、相互の資源を結ぶネットワーク化を図ります。



(7) 水循環システム整備の方策を検討し、雨水流出抑制機能の強化を図ります。

3) 環境アメニティ形成の方針

(1) 市街地内の公園・緑地の整備

住宅地整備の一環として、「志木市緑の基本計画」に基づき、市街地内の公園の量、質の確保と配置の適正化を図るとともに、既存の公園・緑地については、市民の意向等を配慮しながら、改修、保全及び管理に努めます。

また、大規模マンション等の開発行為では、公園等設置基準を強化した都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例などの適正な運用により、公園、緑地又は広場などオープンスペースの確保に努めます。



(2) 河川敷と沿川のオープンスペース整備

荒川河川敷に広がる近郊緑地保全区域の保全、また、新河岸川、柳瀬川の河川敷や市内に点在する樹林地を「志木市自然保全再生計画」等に基づき、自然環境の保全を図りつつ、市民協働による管理に努めます。

(3) 生産緑地地区の保全

市街化区域の生産緑地地区は、良好な生活環境の確保及び都市環境の形成に資するため、農地の持つ緑地機能の保全に努めます。

(4) 文化遺産の保護、保全と活用

市場地区をはじめとする市内に点在する伝統的建造物、治水遺構、その他の史跡や古木等の保護・保全に努めます。

(5) 景観形成の誘導

景観計画の趣旨を踏まえ、道路整備と連動した沿道の良い景観形成と整備地区等における快適な都市空間形成を誘導します。



(6) 歩行者・自転車の遊歩道整備

河川や自然とふれあえる緑と水の空間、伝統的建造物等これらの資源を相互につなぐ遊歩道や道路の整備を行い、ネットワークの向上を図ります。

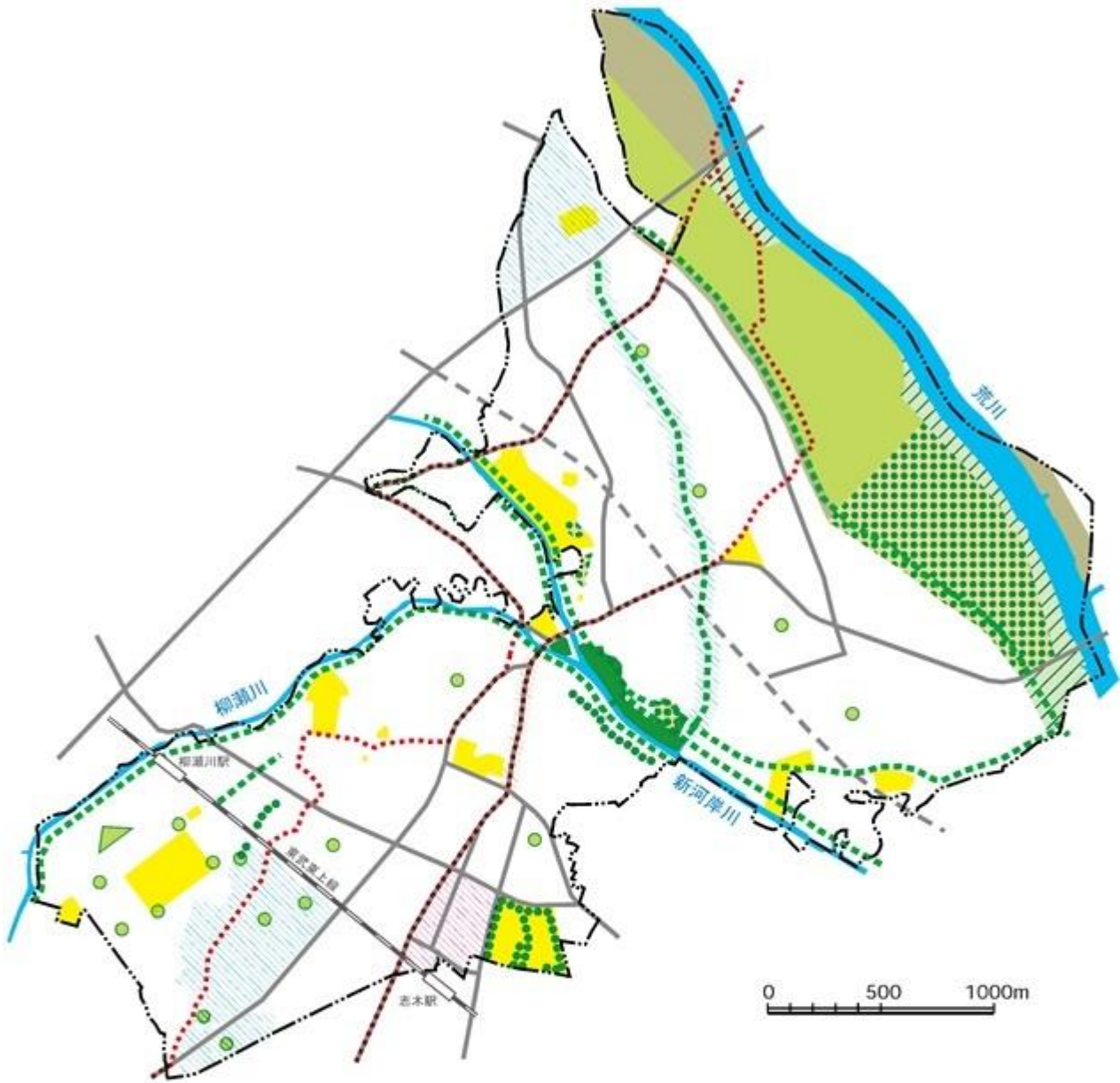


(7) 水循環の再構築

水循環の再構築のために浸透性の排水施設や貯留施設等の普及を図ります。



環境アメニティ整備方針図



| 分類 | | 凡例 | 分類 | | 凡例 |
|-----------|--------------|----|------|---------------|----|
| 都市計画公園 | 公園等 | ● | 景観形成 | 市場地区の街並み形成 | 斜線 |
| | | | | 中心市街地の街並み形成 | 斜線 |
| | | | | 住宅地の街並み形成 | 斜線 |
| 河川緑地等 | 都市計画緑地(荒川堤外) | 緑帯 | 回遊路 | 歩行者、自転車ネットワーク | 点線 |
| | 親水公園等 | 緑帯 | | 古道(参考表示) | 点線 |
| 維持・保全すべき緑 | 残存するまとまった緑地 | 点線 | | | |
| | 河川敷 | 斜線 | | | |
| | 公共公益施設 | 黄色 | | | |
| | 農業系土地利用 | 点線 | | | |
| | 公共緑地 | 斜線 | | | |